



精神障害者保健福祉手帳について (阿賀野市)

1 内容

精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障害を持つ方が様々な福祉施策を受けやすくなることを目的としたものです。障がいの程度は、1級から3級まであります。

2 対象となる方

精神疾患を有する方（知的障害者を除く）のうち、精神障害のために長期にわたり日常生活又は、社会生活への制約がある方。

3 お持ちいただくもの

※申請書・同意書・診断書は社会福祉課及び各支所にあります。

各種手続き	お持ちいただくもの			申請書
	写真	添付書類	手帳	
新たに手帳を取得したいとき（新規申請）	○	○	—	○
手帳の有効期限を延長するとき（更新申請）	—	○	○	○
障害程度が変わったとき（等級変更届）	—	○	○	○
手帳を紛失したとき（再交付申請）	○	—	—	○
手帳の破損・写真交換（再交付申請）	○	—	○	○
住所・氏名が変わったとき（変更届）	—	—	○	○
本人が亡くなったとき	—	—	○	—

○添付書類は下記のいずれかが必要です。

- ・医師の診断書（初診日から6ヶ月経過した日以降のもの。）
- ・精神障がいを支給事由とする障害年金の証書・直近の振込通知書（写し）と同意書
- ・精神障がいを支給事由とする特別給付金の資格者証（写し）と同意書

○写真について・・・タテ4cm×ヨコ3cm（スナップ写真可）1枚

※ 脱帽・上半身で顔が明確にわかるもの

※ 1年以内に撮影されたもの

※ 手帳への写真の貼付を希望しない場合は持参不要

○手帳を郵送で受け取る場合は返信用封筒と460円分の切手が必要です。(R6.10月～)

○自立支援医療（精神通院）と同時申請の場合は精神障害者保健福祉手帳の診断書と「重度かつ継続」に関する意見書があれば、自立支援医療（精神通院）の診断書は必要ありません。

※申請窓口：福祉支援課 障がい福祉係 又は、各支所福祉担当

4 有効期間

精神障害者保健福祉手帳の有効期限は2年間です。2年に一度、更新申請が必要です。（有効期限の3ヶ月前から申請できます）更新申請の時期は、個人通知でお知らせします。

お問い合わせ：福祉支援課 障がい福祉係 TEL0250-62-2510（内 2127）